

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携【共通】</p> <p>Ⅲ－１－３－４ 貯金保険機構が行う検査との連携【共通】</p> <p>貯金保険機構が貯保法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告については、以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 貯金保険機構が被検査系統金融機関に対し付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を貯金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、<u>農協法第93条又は農中法第83条に基づき求めるものとする</u>（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－４(1)参照）。</p> <p>(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、貯金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、貯保法第117条に基づく立入検査の検査内容（「農水産業協同組合貯金保険機構による立入検査（貯保法第117条第6項第2号）の検査内容」）を参考にするとともに、貯金保険機構の出席を原則として確保するものとする。（様式・参考資料編 資料2参照）</p> <p>（注）貯金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。</p> <p>(3) 貯金保険機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づ</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携【共通】</p> <p>Ⅲ－１－３－４ 貯金保険機構が行う検査との連携【共通】</p> <p>貯金保険機構が貯保法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告については、以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 貯金保険機構が被検査系統金融機関に対し付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を貯金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、<u>必要に応じ、農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づき求めるものとする</u>（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－４(1)参照）。</p> <p>(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、貯金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、貯保法第117条に基づく立入検査の検査内容（「農水産業協同組合貯金保険機構による立入検査（貯保法第117条第6項第2号）の検査内容」）を参考にするとともに、貯金保険機構の出席を原則として確保するものとする。（様式・参考資料編 資料2参照）</p> <p>（注）貯金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。</p> <p>(3) 貯金保険機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに農協法第93条及び貯保法第116条又は農中法第83条及び貯保法第116条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>き必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。</p> <p>(4) 貯金保険機構から、保険料検査において系統金融機関の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査において各種進捗状況に問題があるとの指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、<u>農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき期限を定めて報告をを求めるものとする。</u>その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の各種進捗状況の整備に支障を来すと認められる場合には、<u>農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づく業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>き必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。</p> <p>(4) 貯金保険機構から、保険料検査において系統金融機関の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査において各種進捗状況に問題があるとの指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、<u>農協法第 93 条及び貯保法第 116 条又は農中法第 83 条及び貯保法第 116 条に基づき期限を定めて報告をを求めるものとする。</u>その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該系統金融機関の各種進捗状況の整備に支障を来すと認められる場合には、<u>農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づく業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－１－３－５ 預金保険機構が行う検査との連携【共通】</p> <p>(1) <u>預金保険機構が振り込め詐欺救済法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>① <u>預金保険機構が被検査系統金融機関に対し、犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、被害回復分配金の支払い手続等の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を 1 か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には 2 週間以内）に提出することを、必要に応じ、農協法第 93 条及び振り込め詐欺救済法第 35 条又は農中法第 83 条及び振り込め詐欺救済法第 35 条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－４ (1) 参照）。</u></p> <p>② <u>上記①の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。</u></p> <p><u>（注 1）預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することにつ</u></p>
--	---

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>【様式・参考資料編】</p> <p>Ⅱ 農政局及び財務局報告等様式集 Ⅲ－１－３－４（１） 預（貯）金口座名寄せのためのデータ整備状況等に係る</p>	<p>いて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。 （注２）監督部局は、上記のほか、系統金融機関にかかる情報のうち、被害回復分配金の支払のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</p> <p>（２） 預金保険機構が民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>① 預金保険機構が被検査系統金融機関に対し、休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手続や、支払等業務の委託又は再委託の状況の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象系統金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には２週間以内）に提出することを、必要に応じ、農協法第 93 条及び休眠預金等活用法第 43 条又は農中法第 83 条及び休眠預金等活用法第 43 条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－４（１）参照）。</p> <p>② 上記①の報告書が提出された段階で、系統金融機関から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。</p> <p>（注１）預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ系統金融機関に同意を得るものとする。 （注２）監督部局は、上記のほか、系統金融機関にかかる情報のうち、休眠預金等に係る資金の移管及び管理、支払等業務の委託又は再委託のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>Ⅱ 農政局及び財務局報告等様式集 Ⅲ－１－３－４（１） 預（貯）金口座名寄せのためのデータ整備状況等に係る</p>
--	--

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

【農水産業協同組合貯金保険機構検査用】Ⅲ－１－３－４（１）

番 号

年 月 日

系統金融機関名

代表理事名 ○○○○ 殿

金融庁長官 ○○○○
農林水産大臣 ○○○○
都道府県知事 ○○○○

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が○○年 月 日を検査実施日(※1)として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策(※2)について、農業協同組合法第93条第1項（農林中央金庫法第83条第1項）の規定及び農水産業協同組合貯金保険法第116条第1項の規定に基づき報告を求めるので、○○年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国(※3)を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

○

（新設）

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

【農水産業協同組合貯金保険機構（※1）検査用】Ⅲ－１－３－４（１）

番 号

年 月 日

系統金融機関名

代表理事名 ○○○○ 殿

金融庁長官 ○○○○
農林水産大臣 ○○○○
都道府県知事 ○○○○

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が○○年 月 日を検査実施日(※2)として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策(※3)について、農業協同組合法第93条第1項（農林中央金庫法第83条第1項）の規定及び農水産業協同組合貯金保険法第116条第1項の規定に基づき報告を求めるので、○○年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国(※4)を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

○

※1 預金保険機構が実施した検査の場合は「農水産業協同組合貯金保険機

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>※1 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。</p> <p>※2 預（貯）金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預（貯）金保険料の適正性」と読み替える。</p> <p>※3 この命令が都道府県知事の行うものである場合には、「国」を当該都道府県知事の所属する都道府県名に置き換えること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>構」を「預金保険機構」と読み替える。</p> <p>※2 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。</p> <p>※3 預（貯）金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預（貯）金保険料の適正性」と読み替える。</p> <p>※4 この命令が都道府県知事の行うものである場合には、「国」を当該都道府県知事の所属する都道府県名に置き換えること。</p> <p>※5 <u>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき」に「農水産業協同組合貯金保険法第 116 条第 1 項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 35 条第 1 項」と読み替える。</u></p> <p>※6 <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係る」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法第 116 条第 1 項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 43 条第 1 項」と読み替える。</u></p>
--	--

附 則

この通知の改正は、令和 2 年 10 月 7 日から適用する。